

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月28日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住 所 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕817-7	
氏 名 株式会社 高 野 組	
代表取締役 高 力 久 美	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0858-55-0921	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 高野組
事業場の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕817-7
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業 (0911)
②事業の規模	昨年度完成工事高 2,086,356,000 円
③従業員数	64人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリート殻・アスファルト殻・金属くず・木くず・紙くず 繊維くずは再生処理業者へ委託⇒再生材として再生資源化する。 廃プラスチック・ガラス・陶器類くず・がれき類・石膏ボード 建設汚泥等再生できないものは、最終処分委託⇒埋立

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 管理体制図			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現状	【前年度 (R5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 (2)	
	排 出 量	1981.36 t	t
	(これまでに実施した取組) 製品の歩留りを高める事により、ガラスくず等の排出量の削減に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 (2)	
	排 出 量	1670 t	t
	(今後実施する予定の取組) よりいっそうの製品の歩留りを高めて、石膏ボード等の排出量の削減を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別回収箱を設置して、混合しないように保管した。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) よりいっそう細分化してリサイクルを進める為に、ガラスくず等も品質別に分別する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
状	【前年度（R5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
状	【前年度（R5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
現状	【前年度（R5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（R5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	全処理委託量	1981.36 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1869.78 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用可能なものは再生利用業者へ委託している。 ・マニフェストによる最終処分の確認を徹底するとともに、毎年現地確認を行い、処理業者に問題がなく、適正に処分されている事を確認している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙（2）	
	全 処 理 委 託 量	1869.78 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1870 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 可能な限り、再生利用業者へ委託する。 ・ 再生利用できないものについては、優良認定業者へ委託する。		
※事務処理欄			

備考

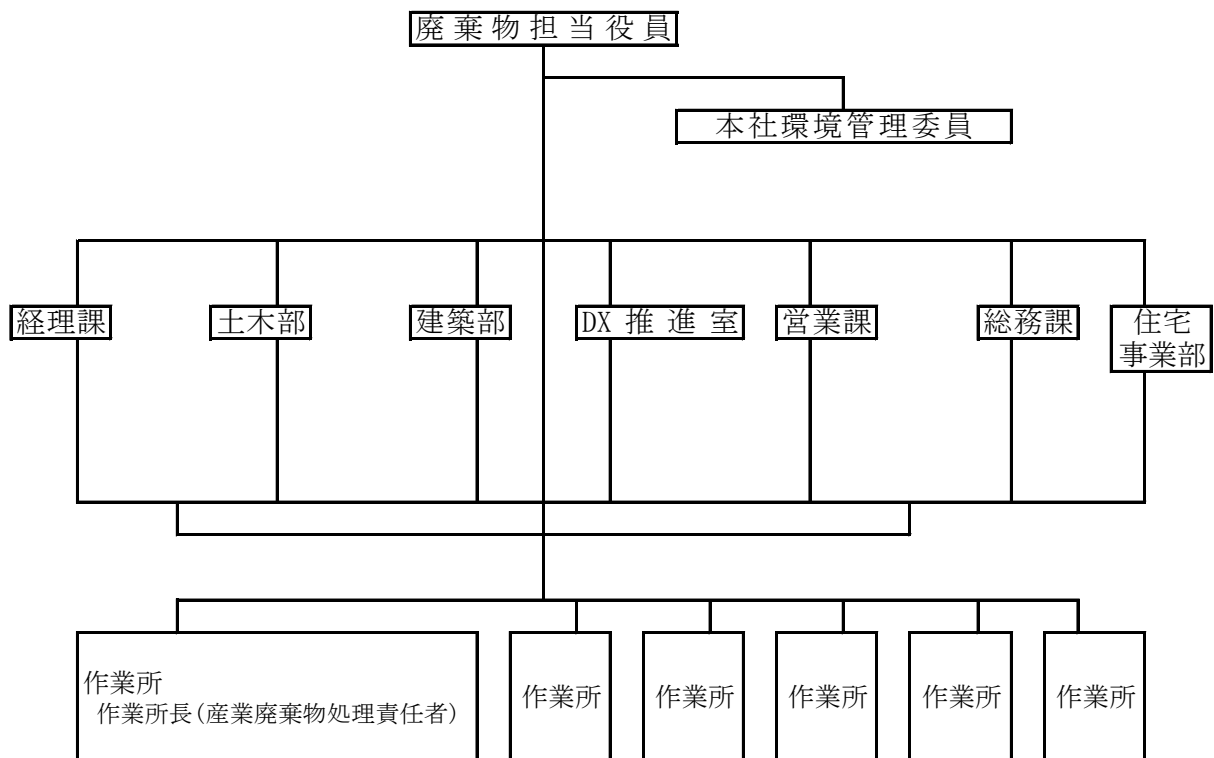
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

4, 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理体制図

統括責任者		所 属	株式会社 高野組	代表取締役	高力 久美
廃棄物担当		組織名	環境部課長会	組織人数	7人
役 割	本社環境管理委員会	＊ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長 代表取締役 ・ 委 員 関連部署部課長 ・ 事務局 総務課			
	廃棄物処理統括責任者	＊ 廃棄物処理計画の策定 ＊ 廃棄物管理規定の策定、改廃 ＊ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認			
	廃棄物管理担当部課長	＊ 廃棄物処理計画の作成 ＊ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ＊ 処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ＊ 委託契約の締結 ＊ 産業廃棄物管理表の交付・管理 ＊ 管理者等の配置 ＊ 監督官庁への各種報告 ＊ 社員、関連企業に対する教育・啓発 ＊ 各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ＊ その他関係する事項			

廃 棄 物 管 体 制 図



[具体的取組]

廃棄物の種類	発生量 (t/年) (R5年度)	発生量計画 (t/年) (R6年度)	具 体 的 取 組
コンクリートくず	448.70	400.00	①廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を採用する。 ア、鉄筋コンクリート等構造体型枠の材質を木製から鋼製に変更し、繰り返し使用することにより型枠ごみの発生を抑制する。 イ、倉庫で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。 ②施工材料の搬入数量を適正に管理する。 再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ごみ発生を抑制する。
ガラス・陶磁器くず	15.19	15.00	
金属くず	2.38	10.00	
木くず	60.59	50.00	
アスファルトくず	1353.08	1000.00	
廃プラスチック類	12.58	50.00	
がれき類	20.29	50.00	
石膏ボード	15.82	10.00	
紙くず	0.00	5.00	
繊維くず	0.00	10.00	
管理混合物	0.00	15.00	
混合廃棄物	45.17	40.00	
建設汚泥	3.75	5.00	
石綿含有産業廃棄物	3.81	10.00	
	1981.36	1670	

再生利用量集計表

廃棄物の種類	発生利用量 (t/年) (R5年度)	再生利用量計画 (t/年) (R6年度)	具 体 的 取 組
コンクリートくず	448.70	440	①廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を採用する。 ア、鉄筋コンクリート等構造体型枠の材質を木製から鋼製に変更し、繰り返し使用することにより型枠ごみの発生を抑制する。 イ、倉庫で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。 ②施工材料の搬入数量を適正に管理する。 再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ごみ発生を抑制する。
ガラス・陶磁器くず	0.00	0	
金属くず	2.38	10	
木くず	60.59	60	
アスファルトくず	1353.08	1350	
廃プラスチック類	5.03	5	
がれき類	0.00	0	
石膏ボード	0.00	0	
紙くず	0.00	5	
繊維くず	0.00	0	
管理混合物	0.00	0	
混合廃棄物	0.00	0	
建設汚泥	0.00	0	
石綿含有産業廃棄物	0.00	0	
	1869.78	1870	